

平成 27 年（行ウ）第 4 号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄外

被告 国

2017/7/

長崎地方裁判所

御中

原告ら 訴訟代理人
弁護士 馬 奈 木 昭 雄
弁護士 平 山 博 久 外

証 拠 説 明 書

頭書事件に関して 原告ら が提出した 甲 C25 号証ないし甲C 第 C 号証の
証拠の標目、作成者、作成年月日、立証趣旨は以下のとおりである。
なお、書証の記載より明白で、かつ本件訴訟上意味のない事項は省略している。

番号	枝番	標目		作成者	作成日	立証趣旨
C25		建設省河川砂防 技術基準	写し	建設省	S33年ころ	石木ダムの計画規模について 1 / 3 0 と設定した昭和 3 3 年時点から超過確率の考え方 が導入されていたこと。